

政策研究大学院大学学術機関リポジトリの運営に係る細則

〔平成 26 年 6 月 18 日〕
26 細 則 第 3 号

改正 令和 2 年 2 月 17 日令 02 細則第 1 号
令和 4 年 3 月 2 日令 04 細則第 1 号

(目的)

第 1 条 この細則は、政策研究大学院大学（以下「本学」という。）における学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運営に関し、学術情報等の登録に係る取扱いその他の必要な事項を定めることを目的とする。

(登録対象)

第 2 条 リポジトリへの登録（以下「登録」という。）を行う学術情報等の範囲は、次の各号に掲げる学術情報等であって本学において作成されたものとする。

- (1) 学位論文（博士論文）
- (2) 政策研究センターが発行するディスカッションペーパー
- (3) 学術雑誌論文
- (4) その他政策研究大学院大学学術機関リポジトリ委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めたもの

(登録者)

第 3 条 登録を行うことのできる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び学生
- (2) その他委員会が適当と認めた者

(登録の手続)

第 4 条 登録者は、学術情報等の登録を行おうとするときは、第 7 条から第 11 条に掲げる事項について承諾した上で、登録しようとする学術情報等に委員会が定める登録書を添えて提出するものとする。提出先は以下のとおりとする。

- (1) 学位論文：教育支援課
 - (2) ディスカッションペーパー：学術国際課学術支援担当
 - (3) その他：学術国際課情報サービス担当
- 2 教育支援課及び学術国際課学術支援担当は、学術情報等の提出を受けたときは、登録書の内容を確認の上、学術情報等を学術国際課情報サービス担当に送付する。
- 3 学術国際課情報サービス担当は、提出され又は送付された学術情報等を書誌情報や抄録等のメタデータと共にリポジトリに登録する。

(登録された学術情報等及びメタデータの利用)

第 5 条 本学は、次の方法により、登録された学術情報等及びメタデータを利用する。

- (1) 当該学術情報等を複製し、メタデータと共にリポジトリに保存する。
- (2) ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数にメタデータと共に無料で公開（送信）する。
- (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。

第 6 条 本学は、登録された学術情報等の利用について、次のことを遵守する。

- (1) 前条に掲げる利用方法以外による利用は行わないこと。
- (2) ネットワークを通じて学術情報等を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう、次の内容を周知すること。
 - ・学術情報等の利用については、例えば、私的使用のための複製、引用など、著作権法に定める権利制限の範囲内での利用である場合を除き、著作権者に許諾を得なければな

らないものであること。

(著作権と利用許諾)

第7条 学術情報等や抄録がリポジトリに登録された後も、著作権は、本学に移転されることなく、著作権者の下に留保される。

2 抄録を除くメタデータには著作権は発生しないものとし、第三者が二次利用できるものとする。なお、抄録については著作権者が許諾するものに限り、第三者が二次利用できるものとする。

第8条 学術情報等や抄録の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は、本学に対し、第5条及び第7条第2項に掲げる利用を無償で許諾する。

第9条 学術情報等や抄録の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合又は登録者以外に帰属している場合は、登録者は、第5条及び第7条第2項に掲げる利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。ただし、他の著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合には、これを要しない。

(学術情報等の削除・非公開化)

第10条 既に登録された学術情報等が次の各号のいずれかに該当する場合、委員会の議を経て、登録された学術情報等の一部又は全部を削除又は非公開化する。

(1) 登録者が理由を付して 削除・非公開化を申請した場合であって、当該理由が相当であると認められるとき。

(2) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害している、盗用・剽窃による成果である、又は社会的にみて著しく不適切な内容を含んでいると認められる場合。

2 委員会は、前項第2号の場合において学術情報等を削除又は非公開化したときは、当該学術情報等の登録者にその旨及び削除又は非公開化した理由を通知するものとする。

(免責事項)

第11条 学術情報等の登録及び登録した情報の利用(第5条及び第7条第2項に掲げる利用方法によるものに限る。)によって生じた損害について、本学はその責任を負わない。

(事務)

第12条 第4条第2項に掲げるもののほか、リポジトリの運営に関する事務は、関係課との連携の下、学術国際課情報サービス担当が行う。

(その他)

第13条 政策研究大学院大学機関リポジトリに関する規程(平成26年6月18日26規程第15号)及びこの細則に定めるもののほか、リポジトリの運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則 (平成26年6月18日26細則第3号)

この細則は平成26年6月18日から施行する。

附 則 (令和2年2月17日令02細則第1号)

この細則は令和2年2月17日から施行する。

附 則 (令和4年3月2日令04細則第1号)

この細則は令和4年3月2日から施行する。